

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	農地の転用の許可	
根拠法令・条項	農地法 第5条第1項	
所 管 課	農業委員会事務局	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第5条第2項（昭和27年法律第229号） ・農地法施行令第11条、第12条、第13条、第14条、第15条（昭和27年政令第445号） ・農地法施行規則第54条、第55条、第56条、第57条、第57条の2、第57条の3（昭和27年農林省令第79号） ・農地法関係事務に係る処理基準について 別紙1 第7（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知） ・農地法関係事務処理要領の制定について 別紙1 第4 農地又は採草放牧地の転用の関係の1（平成21年12月11日21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通達） ・「農地法の運用について」の制定について 別添 第2 農地又は採草放牧地の転用の4、5（平成21年12月11日21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長、農村振興局長通達） ・農地法の施行について 第4条関係（昭和27年12月20日27農地第5129号農林事務次官通達） 	
標準処理期間	標準処理期間	6週間
	標準処理期間を設定できない理由	